

第3期大豊町
子ども・子育て支援事業計画
(令和7～11年度)

令和7年3月策定

令和8年2月改訂

大豊町

目次

第1章	計画の策定	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制	4
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	4
1	人口等の状況	4
2	教育・保育施設の状況	8
3	子ども・子育て支援に関するアンケートの調査結果	10
第3章	計画の基本的な考え方	16
1	計画の基本理念	16
2	基本目標	16
3	計画の体系	17
第4章	施策の展開	18
	基本目標1 子どもが健やかに育ち安心して子育てできる環境整備	18
	基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭の支援	22
	基本目標3 子どもが心豊かに育ち夢をはぐくめる教育環境の整備	24
第5章	幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の拡充	26
1	教育・保育提供区域の設定	26
2	教育・保育の量の見込みと確保方策等	26
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	30
4	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	40
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	41
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携	41
7	労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	41
第6章	計画の推進	42
1	計画の推進にあたって	42
2	計画の推進体制(子ども・子育て会議の設置)	42
3	計画の進行管理	42

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い子どもと、その家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

国においては、国や地域を挙げて「社会全体で子ども・子育てを支援」という新しい支えあいの仕組みを構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づき平成27年から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」を施行しました。令和5年度には、日本憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会。いわゆる「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども基本法」が施行されました。そして、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が策定されました。

このような状況の中、本町では平成22年に大豊町次世代育成支援行動計画後期計画を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。新制度においても、「大豊町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期及び第2期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、様々な施策を総合的に推進してきました。

第1期及び第2期計画におけるこれまでの取組及び国、県、町の上位計画等を踏まえ、今後の就学前の子どもの教育・保育の提供や子育て支援の充実など子育て環境の向上に向けた子どもに関する施策を推進するため「第3期大豊町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

②次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を内包した計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく計画として、「大豊町次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年度から26年度)の考え方を継承し、内包するものとします。

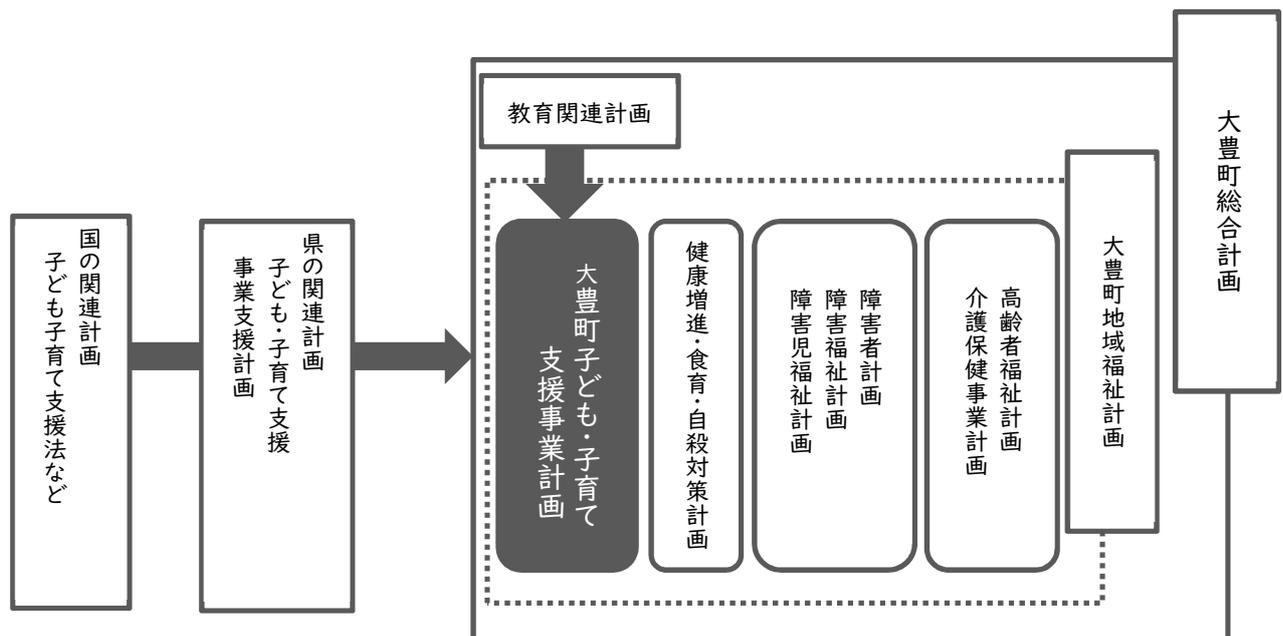
③子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を内包した計画

本計画は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく計画として、大綱及び都道府県計画の趣旨を踏まえた「市町村計画」を内包するものとします。

根拠法	子ども子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
特長	子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備や子育て支援についての事業計画	国における少子化対策強化の一環として、時代を担うこどもの健全な育成を支援するための計画	子どもの貧困の解消(教育支援、経済的支援)に向けた対策を総合的に推進するための計画

(2) 他計画との関係

本計画は、「大豊町総合計画」を最上位計画とし、「大豊町地域福祉計画」をはじめとする保険福祉分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



3 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家族、地域、企業、行政等の個人及び団体が対象となります。なお、この計画における「子ども」とは、児童福祉法第4条に定める満18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

4 計画の期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 22 年～26 年度	平成 27 年～令和元年度	令和 2 年～令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)	第1期計画	第2期計画	第3期計画				

5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、子育て世帯の生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 子ども子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第72条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

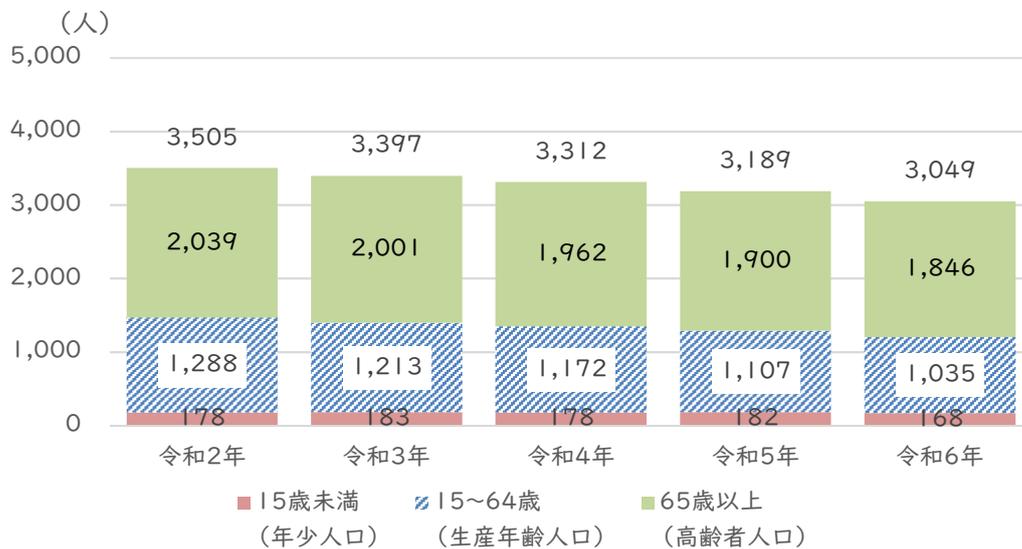
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 3,049人となっており、年々減少傾向にあります。年齢別3区分人口においても、同様に3区分とも減少傾向で推移しています。

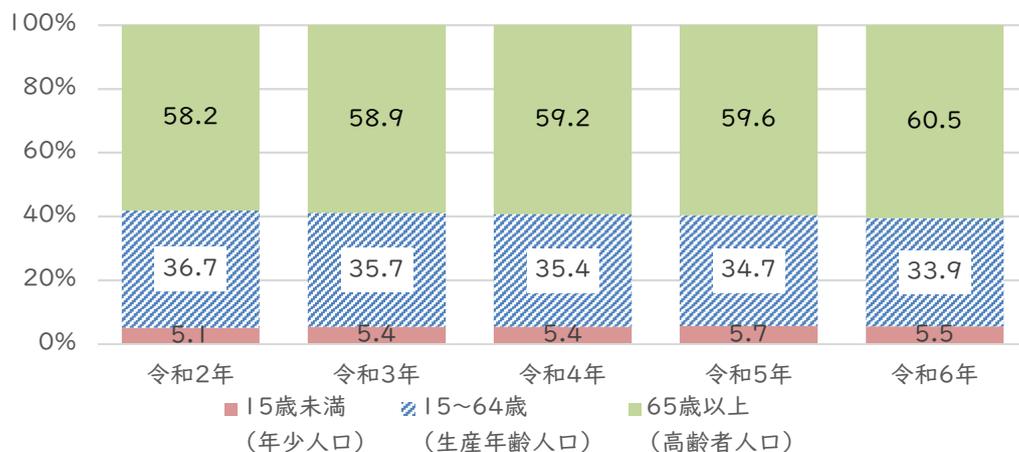
年齢3区分別の人口割合をみると、令和6年で15歳未満（年少人口）5.5%、15～64歳（生産年齢人口）33.9%、65歳以上（高齢者人口）60.5%となっています。割合は少しずつですが、高齢人口が増加し生産年齢人口と年少人口が少しずつ減少してきています。

■年齢3区分別人口



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

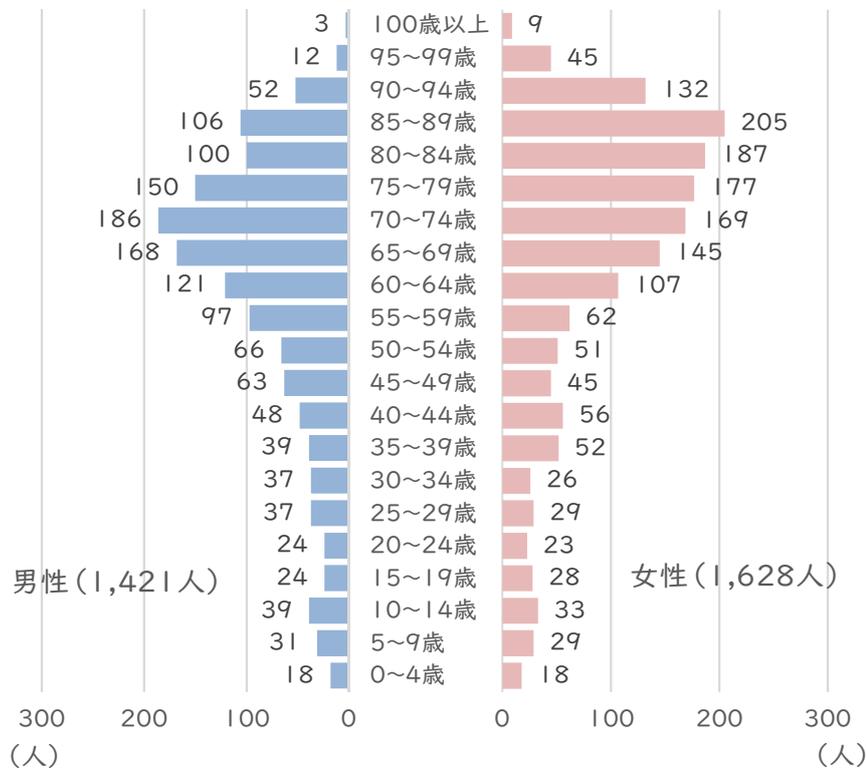
■年齢3区分別人口割合



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 人口ピラミッド

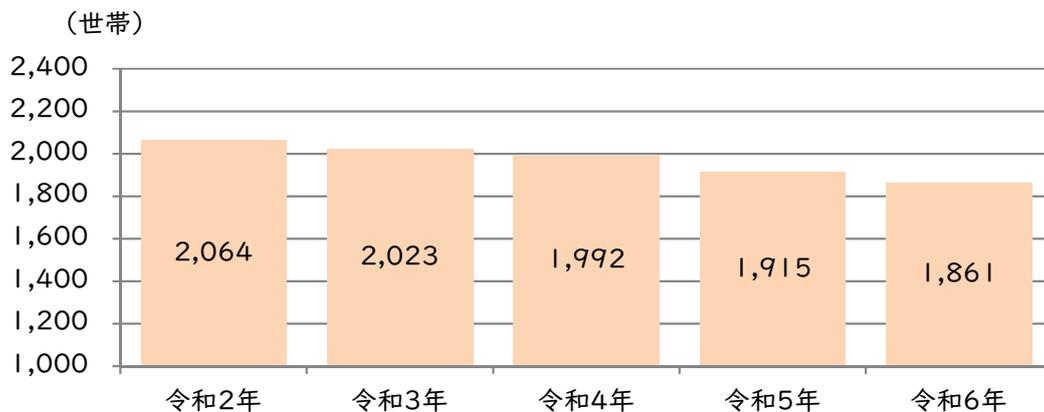
令和6年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、男女ともに60歳以上の年齢層が多く、30歳未満の年齢層が極端に少ない人口構成となっています。



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(3) 世帯数の推移

令和2年は2,064世帯ありましたが、減少傾向が続き、令和4年には2,000世帯を下回り令和6年では1,861世帯となり、4年間で203世帯の減少となっています。

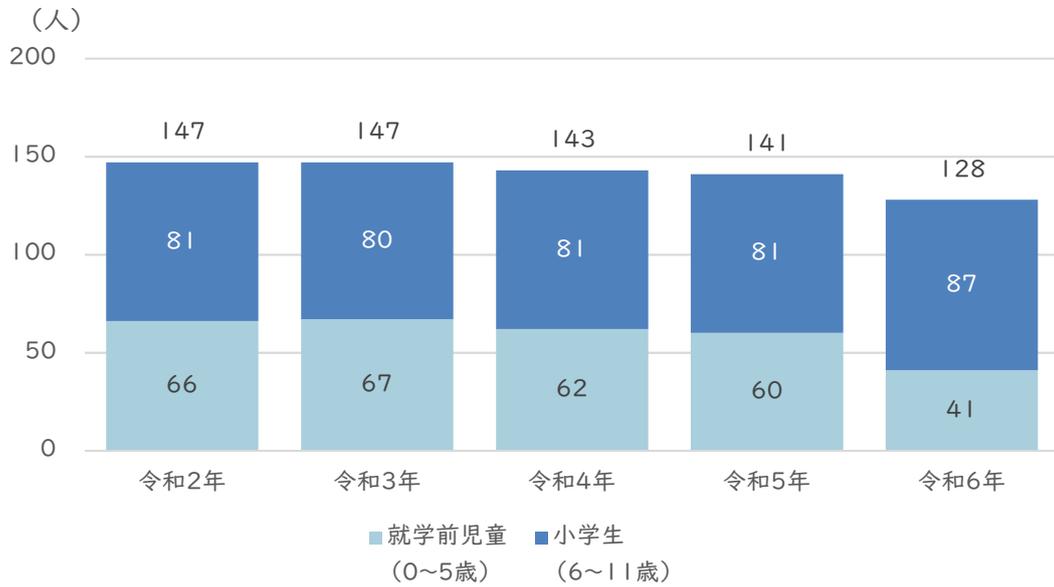


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

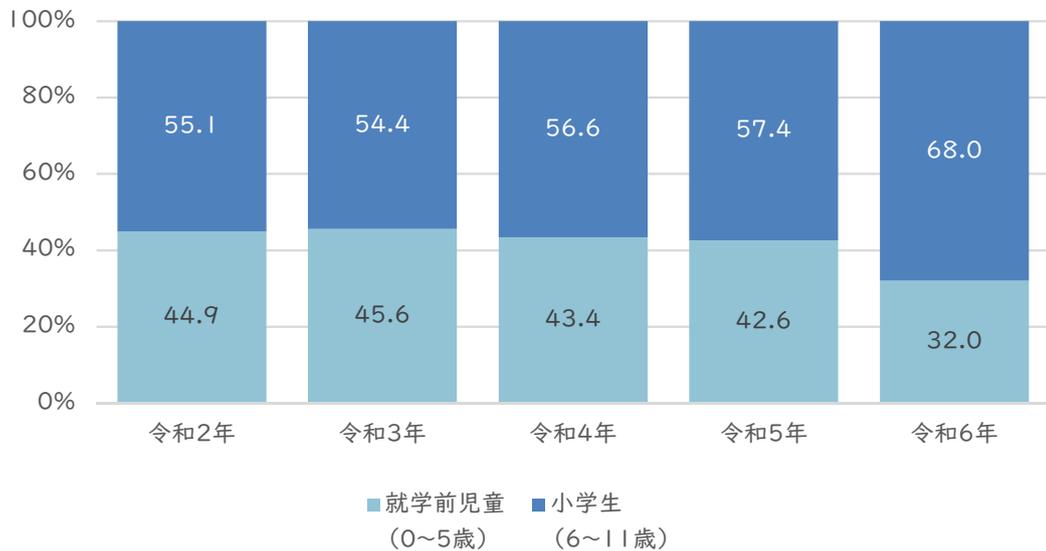
(4) 児童人口等の推移

本町の児童数(0～11歳)は、令和6年4月1日現在128人となっており、横ばいで推移してきた数が減少傾向にあります。

■年齢2区分別児童人口



■年齢2区分別児童人口割合

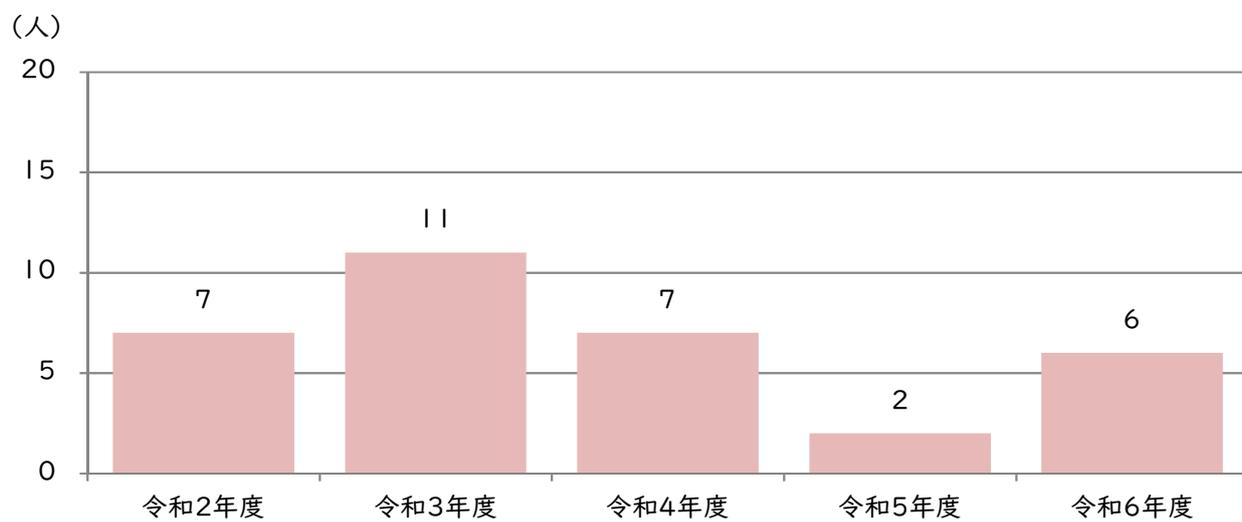


資料:住民基本台帳 各年4月1日現在

(5) 出生数

出生数の推移をみると、令和2年から4年の3年間の平均が8.3人、令和4年から6年の3年間の平均が5人と減少傾向にあります。

■ 出生数の推移



資料：大豊町出生児台帳

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所

本町には、認可保育所が2園設置されており、令和6年4月1日現在の定員数は合計で100人となっています。

■認可保育所の状況

施設名	公私別	住所	定員	開所時間	受入年齢
大杉保育所	公	大豊町中村大王 1055番地1	80人	7時30分～18時30分	9カ月～
豊永保育所	私	大豊町東土居 237番地4	20人	7時30分～18時	満1歳～

※土曜日の開所時間

大杉保育所:7時30分～18時30分

豊永保育所:7時30分～12時30分

■入所児童の推移(各年4月1日現在)

単位:人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1歳児	5	10	7	10	6
2歳児	16	5	11	6	9
3歳児	10	17	6	12	5
4歳児	14	10	19	6	13
5歳児	8	16	11	20	5
計	53	58	54	54	38

(2) 義務教育学校

本町では、令和3年度まで小学校が1校、中学校が1校設置されていましたが、令和4年度から新たに義務教育学校の大豊学園が開校しました。

■小中学校児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)

単位:人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
おおとよ小学校	69	76	(82)	(81)	(87)
大豊町中学校	42	40	(29)	(38)	(36)
大豊学園	-	-	111	119	123

※()内は小中課程の人数

(3) 放課後子ども教室

本町では、平成21年度から文部科学省の補助を受け、現在は町内3カ所において放課後子ども教室を開設しています。毎年小学校課程の約9割に当る児童の登録があります。

名称	住所	開設日時
大杉放課後子ども教室	大豊町中村大王 1067 番地2	月～金曜日(15時～18時) ※1 曜日、学年、教室により若干の変更があります。 ※2 その他長期休暇や代休等、 8時～18時の間で必要に応じて実施
大田口放課後子ども教室	大豊町黒石 359 番地 3	
豊永放課後子ども教室	大豊町東土居 257 番地	

■放課後子ども教室利用児童数の推移

単位：人

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
大杉放課後子ども教室	54	45	40	43	38
大田口放課後子ども教室	13	12	14	12	13
豊永放課後子ども教室	13	14	19	19	26
合計	79	71	73	74	77

3 子ども・子育て支援に関するアンケートの調査結果

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するためにニーズ調査を実施しました。結果の一部を(1)～(6)でグラフ化しています。

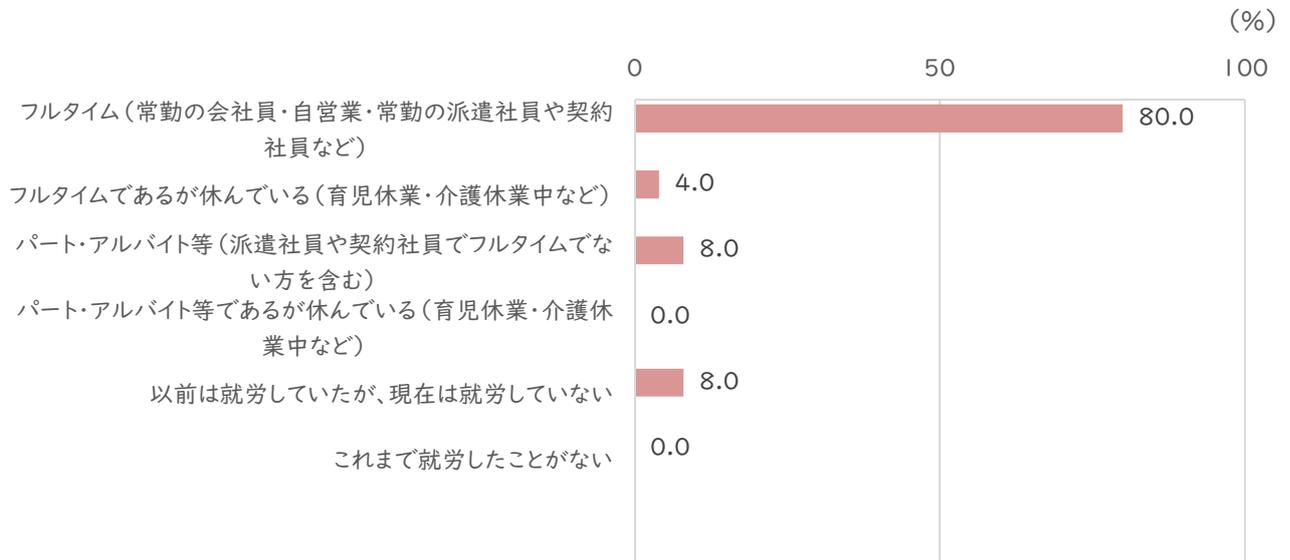
- ・ 調査対象
就学前児童(0～5歳)を持つ保護者 31世帯
*多子世帯については、世帯に1部とする
- ・ 実施期間
令和6年4月26日～令和6年5月10日
- ・ 主な調査項目
○保護者の就労状況
○幼稚園・保育施設等の利用状況・利用希望
○地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望
○保護者の育休取得状況
- ・ 配布・回収方法
直接郵送・保育所経由による配布・回収、WEB回答
- ・ 配布状況

配布数	回収数	回収率
31	26	83.9%

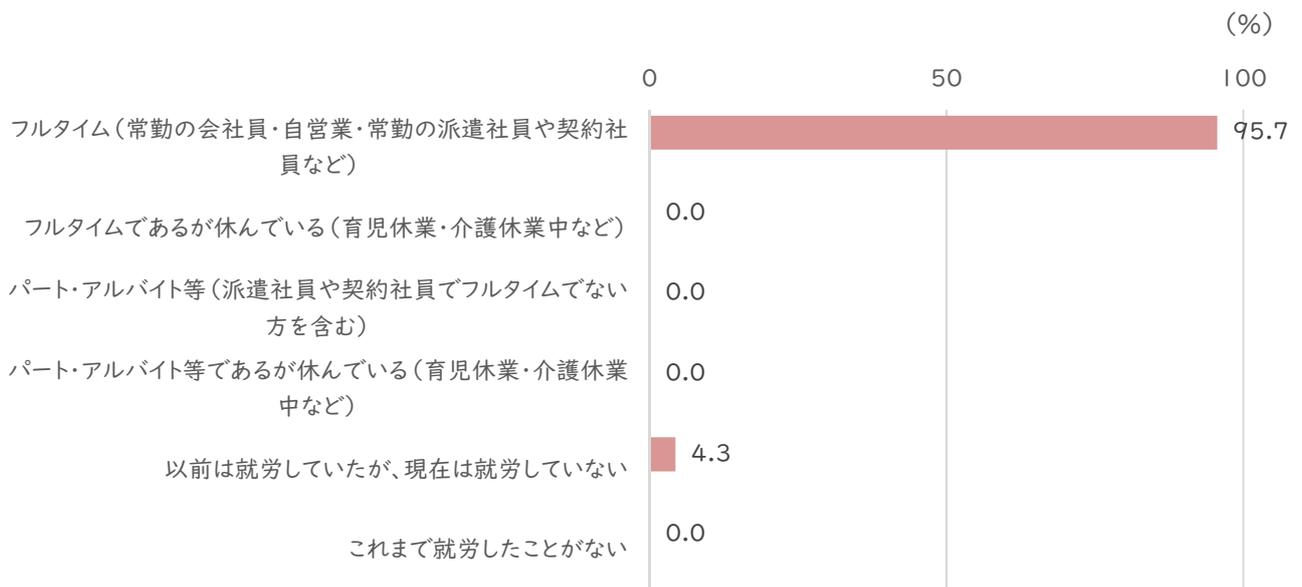
(1) 保護者の現在の就労状況

母親の現在の就労状況は、フルタイムが 80.0%と最も多く、前回調査と比較すると割合が多くなっています。父親の現在の就労状況は、フルタイムが約 9 割を占めています。

■母親の就労状況



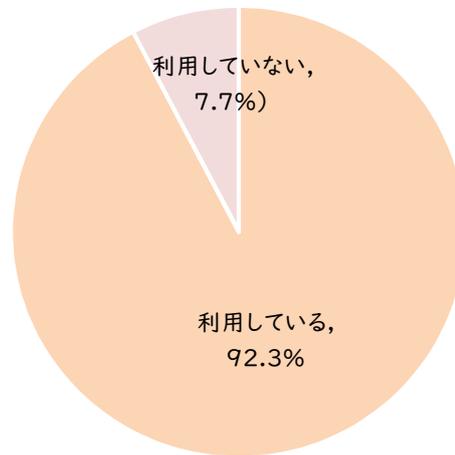
■父親の就労状況



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

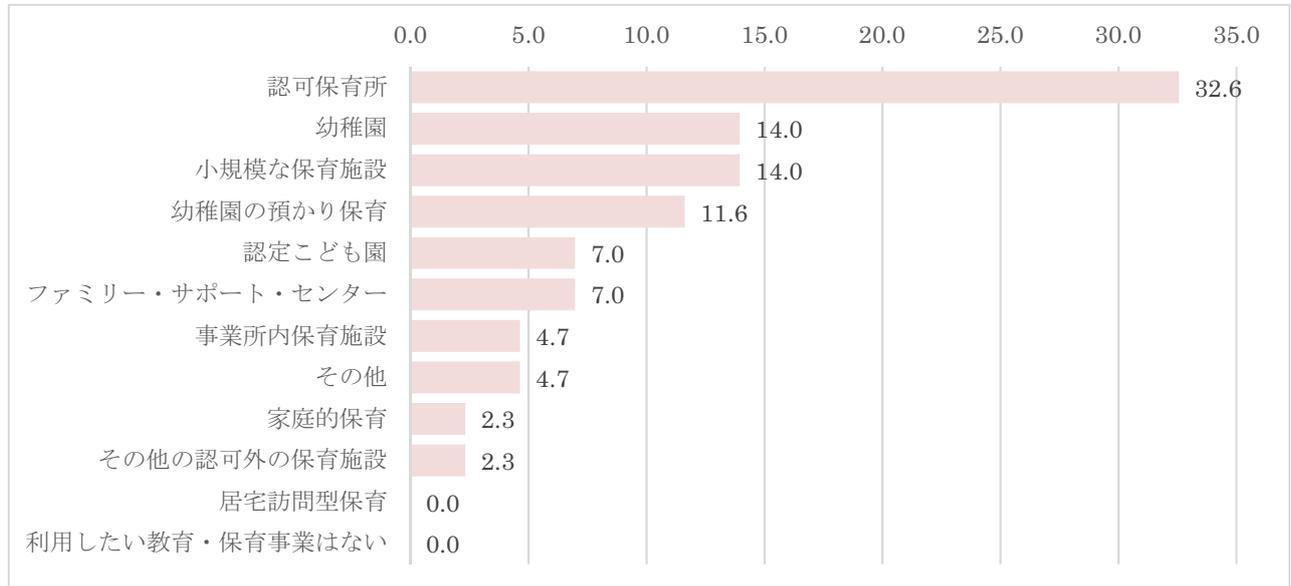
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が92.7%と8割を超えており、「利用していない」が7.7%となっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(回答者 26 人)



平日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「認可保育所」が32.6%と最も多く、次いで「幼稚園」(14.0%)「小規模な保育施設」(14.0%)の順となっています。

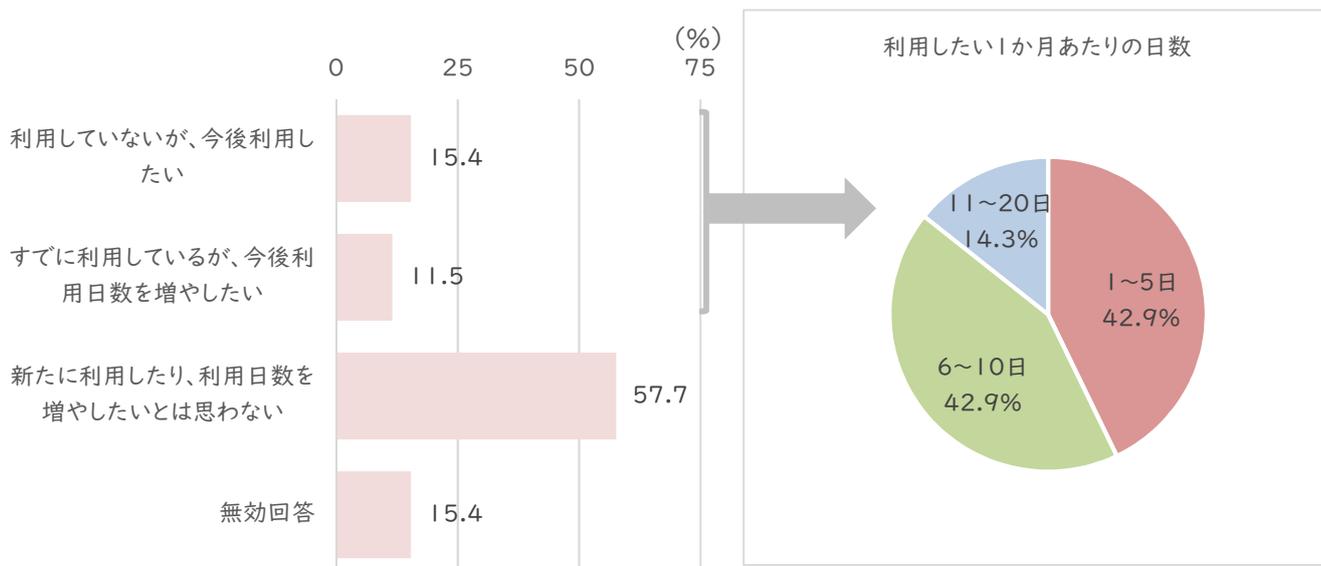
■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望(回答者 26 人)※複数回答



(3) 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 57.7%、「利用していないが、今後利用したい」が 15.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 11.5%となっています。「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と答えた方のほとんどは平日の定期的な教育・保育事業を利用している方でした。

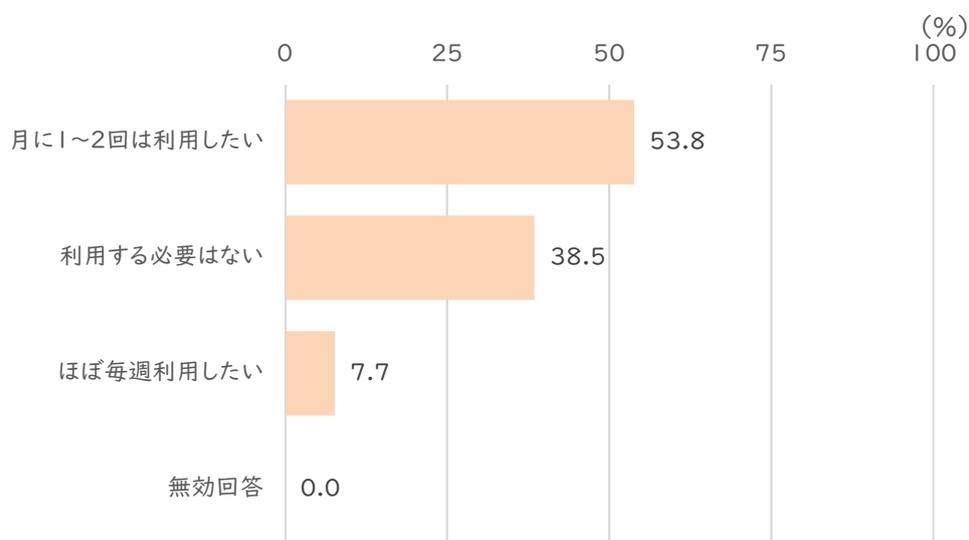
また「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と答えた方のうち利用したい1か月当たりの日数は「1~10日」が8割程度となっています。



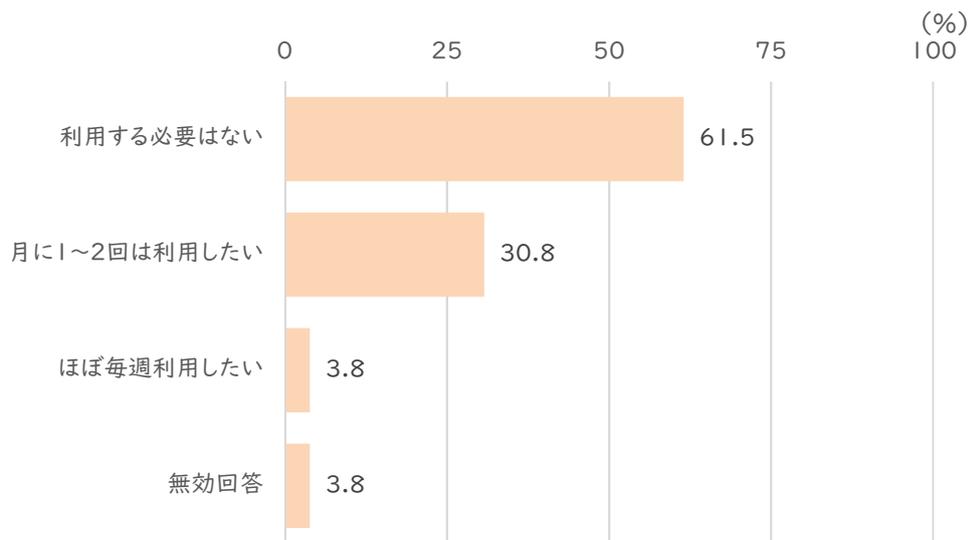
(4) 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、最も多いのが「月に1~2回は利用したい」で 53.8%、次いで「利用する必要はない」(38.5%)、「ほぼ毎週利用したい」(7.7%)の順となっています。日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望で最も多いのが「利用する必要はない」で 61.5%、次いで「月に1~2回は利用したい」(30.5%)となっています。

■土曜日の定期的な教育・保育の利用希望(回答者 26人)



■日曜・祝日の定期的な教育・保育の利用希望(回答者 26 人)

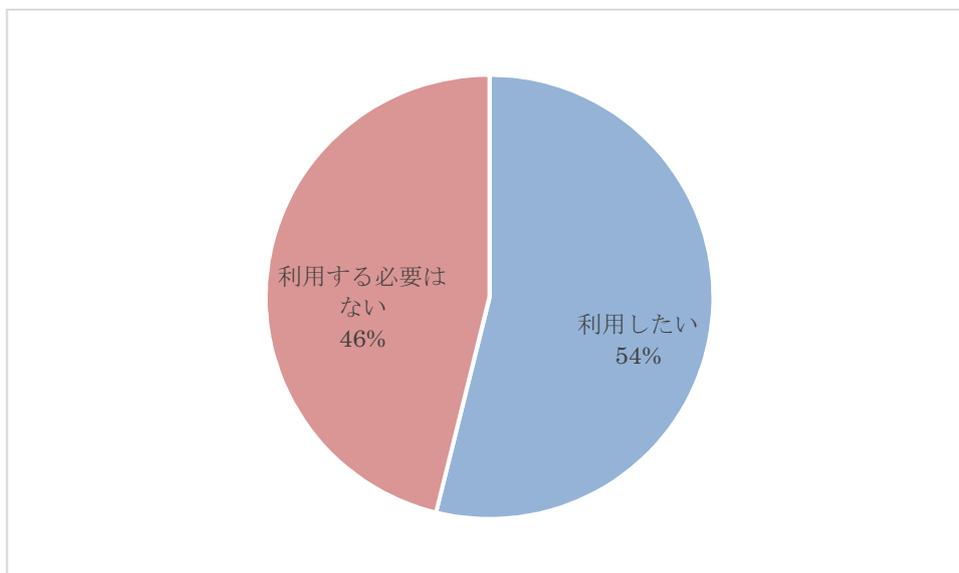


(5) 保護者の方の用事(冠婚葬祭、病気、リフレッシュ、親の通院、不定期の就労等)での施設等の利用意向(回答者 26 人)

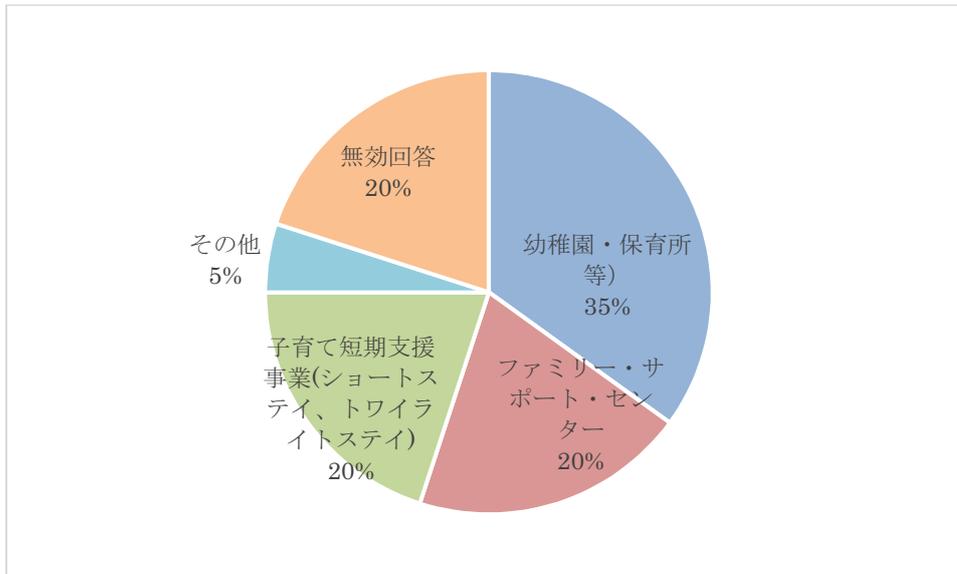
利用意向は半数以上が「利用したい」となっています。

利用形態みると、最も多いのが「幼稚園・保育所等で 35%、次いで「ファミリーサポートセンター」(20%)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) (20%)となっています。

■利用意向(回答者 26 人)



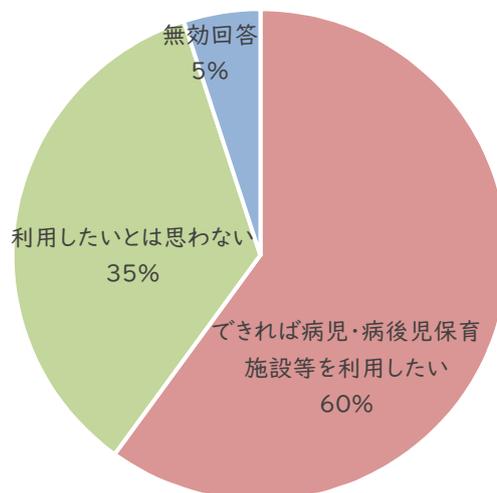
■利用形態(回答者 14 人)



(6) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は60%で、「利用したいと思わない」は35%となっています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向(回答者 26 人)



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、全ての子どもが健やかに成長するように、良質かつ適切な内容及び水準で支援をすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とするも、子ども・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備を進める必要があります。

本町では第1期及び第2期計画において、「夢をはぐくむ子育て 教育環境」を基本理念とし、子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、保護者だけではなく学校や行政、事業者などに加え、地域住民も子どもたちを温かく見守る社会づくりを目指してきました。

本計画においても、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、地域社会全体で健やかな子どもの成長を育むとともに、すべての人が等しく良質な子育て環境を享受できる町を目指し、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

基本理念

「夢をはぐくむ子育て・教育環境」を目指して

2 基本目標

「夢をはぐくむ子育て・教育環境」を目指すために、3つの基本目標を定め、総合的に子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

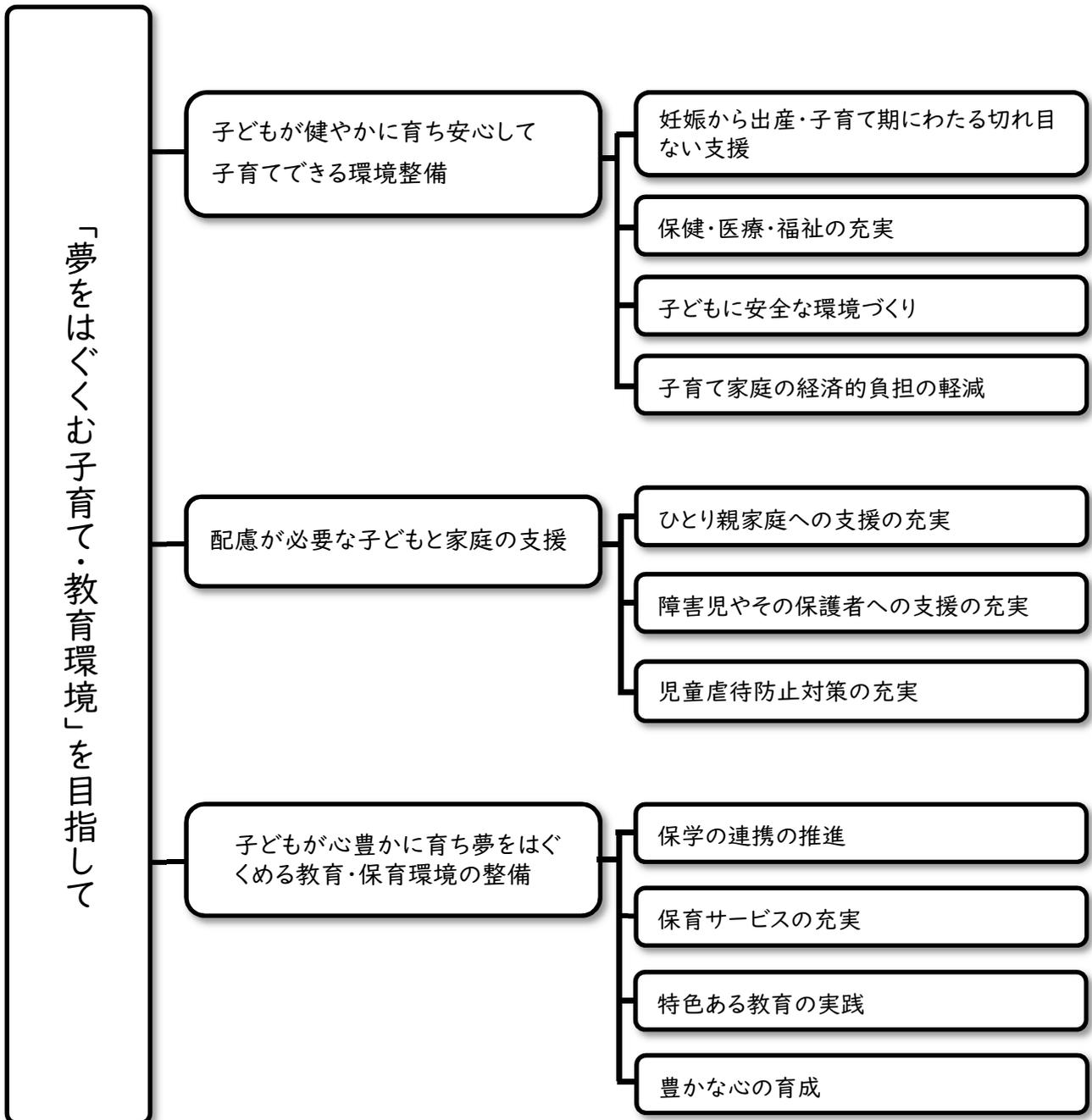
- 基本目標 1 子どもが健やかに育ち安心して子育てできる環境整備
- 基本目標 2 配慮が必要な子どもと家庭の支援
- 基本目標 3 子どもが心豊かに育ち夢をはぐくめる教育・保育環境の整備

3 計画の体系

基本理念

基本目標

計画の基本施策



第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが健やかに育ち安心して子育てできる環境整備

1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援

心身の変化が著しい妊娠・出産期に、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産ができるように、健康管理についての知識の普及や、健康診査、相談等の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境整備を推進します。

また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。

施策・事業	内容
妊婦健康診査	健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要です。また、受診率の向上を図るために母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部助成を行います。
妊産婦訪問	健やかな妊娠・出産・育児のために妊娠後期に妊婦の訪問、出産後に産婦訪問等を行います。
産前産後ヘルパー事業	妊娠中及び出産後に心身の不調により、育児又は家事を行うことが困難な家庭等に対して産前産後ヘルパーを派遣することで子育て家庭の心身の負担軽減をしていきます。
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てできるように産後ケア事業の充実を図ります。
新生児訪問・育児用品の支給	保健師が、新生児のいる家庭を訪問し、子育て相談、子育て情報の提供、養育環境の把握などを行います。また育児用品の支給を行います。
乳幼児健康診査	病気の早期発見や発達の確認を行うとともに、安心して子育てできるよう相談、指導を行い、子育て支援を行います。また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行い、子どもの状況確認に努めています。
子育て世代包括支援センター	保健師等を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また令和9年度に妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することを目的にこども家庭センターの設置を目指します。

ようこそおとよっ子事業	新たに町民となった15歳までの児童がいる家庭に民生委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩み等を聞き、地域や子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で子どもを育てる環境整備を図ります。
子育て支援センター	未就園児とその保護者や妊婦など子育てに興味のある方を対象に、乳幼児の体重測定や育児相談、情報提供等を行い保護者の育児不安の解消を図ります。また、保護者の交流の場、仲間づくりの場を提供し、育児の孤立感の解消を図ります。
園庭開放	月曜日、水曜日、金曜日の午前9時から12時まで保育所の園庭を開放しています。

2 保健・医療・福祉の充実

子どものライフステージに応じて健康の保持・増進が図れるよう、家庭、保育所、義務教育学校等と連携し支援します。

施策・事業	内容
予防接種事業	重篤な感染症予防のために、予防接種を受けるよう、保護者へ啓発などを行い、接種率の向上に努めます。
乳幼児健康診査	病気の早期発見や発達の確認を行うとともに、安心して子育てできるよう相談、指導を行います。子育て支援を行います。また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行い、子どもの状況確認に努めます。
乳幼児歯科検診	齲蝕などの歯科疾患の早期に発見、適切な保健指導を行うために乳幼児歯科検診を行います。また同時に希望者に対してフッ化物の塗布を行います。
フッ化物塗布、フッ化物洗口	保育所の4歳児以上及び義務教育学校において、希望者を対象にフッ化物による洗口を実施し、歯の健康増進を図ります。
歯みがき・栄養教室	保育所及び義務教育学校にて、保健師や栄養士、歯科衛生士の講話を行い、虫歯予防などの歯の健康増進や規則正しい食習慣の確立等の食育の推進を図ります。
食育の推進	ヘルスメイトによる子育て支援センターや保育所、義務教育学校での講話や調理実習を通して食育を推進します。 また、給食に地域の食材、献立を取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進します。
体力づくり教室	保育所にて外部指導による体力づくり教室を年10回程度開催し、体力・運動能力の向上を図ります。

3 子どもに安全な環境づくり

子どもを交通事故から守るため、関係機関や団体等との連携を強化し、交通安全教育等交通安全対策を推進します。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関や団体等との連携のもとに、子どもに対する犯罪を未然に防止し、子どもが安全に健やかに育つ環境づくりを進めます。

施策・事業	内容
交通安全教育の実施	保育所や義務教育学校において、講話や実技指導などによる交通安全教室を実施し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。
通学路の安全点検	通学路における交通に関する危険個所について、点検や現状把握、対策を検討し安全な通学路を確保します。
防犯教室の実施	義務教育学校において、講話やビデオ等で犯罪の被害に遭わないように指導します。
スクールガードの実施	登下校時の子どもの安全を守るため、義務教育学校の通学路を対象に「スクールガード」を配置し、見守り活動を推進します。
遊具の点検・修繕	年に1回、遊具の点検を行い、修繕・交換等により安全を確保します。

4 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て世代、保護者は子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。子育てに関する経済的負担を少しでも軽減できるように、児童手当をはじめ医療費等の助成、義務教育学校就学及び進級に当たったの支援など、今後も安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的負担の軽減を図ります。

施策・事業	内容
妊婦のための支援 給付交付金	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように伴走型相談支援の充実を図るとともに出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用者軽減を図るために妊娠時と出産時にそれぞれ50,000円支給します。
乳幼児医療費助成事業	高校卒業までの乳幼児の入院・通院の医療費について、保険診療の自己負担相当額を助成します。
児童手当	18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育している方に、月額で3歳未満は15,000円、3歳以上は10,000円（第3子以降は30,000円）を偶数月に支給しています。
保育料及び副食費の無償化	令和4年度から3歳児未満の保育料及び3歳児以上の副食費を全額町が補助し、完全無償化しています。
子育て応援助成金	町内在住の満1歳以上の保育所未入所のお子さんがある世帯に対し、月額10,000円を助成しています。

義務教育学校生への学用品等の支給	義務教育学校1年生には体操服、水着、鍵盤ハーモニカなど、義務教育学校6年生には制服、体操服、水着、上履きなどを支給しています
義務教育学校生の学級費に対する支援	児童・生徒に対して教材費として一人につき、月額 1,000 円(年間 12,000 円)の支援をしています。
義務教育学校生の給食費に対する支援	令和4年度から児童・生徒の給食費を町が補助し、無償化しています。
児童国内語学研修	義務教育学校6年生の希望者を対象に国内語学研修(東京3日間)を実施しています。旅費及び宿泊費については町が負担し、実践的コミュニケーション能力の向上を図り義務教育学校9年生で実施する海外研修へと繋げることを目的として、希望者全員が参加できる環境を整えています。
生徒海外研修事業	義務教育学校9年生の希望者を対象に海外研修(オーストラリア 10日間)を実施しています。旅費及び宿泊費については町が負担し、希望者全員が参加できる環境を整えています。
ゆとりすとチャレンジ塾	義務教育学校7、8、9年生の希望者を対象に平日の夜間に国語、数学及び英語、長期休みに文章力の向上を目的とした塾を実施しています。塾料は町が負担し、学校外教育サービスの一環として希望者全員が参加できる環境を整えています。
義務教育学校生の検定料に対する支援	英語検定料・日本語漢字能力検定料・数学検定料を、町が負担しています。
スポーツ奨励金支給事業	個人は 50,000 円、団体は1チーム 200,000 円を支給しています。
高校等通学援助助成金	高校等に通学又は下宿等を利用している生徒の保護者の経済的負担を軽減することを図るため、一人当たり年間180,000 円を助成しています。

基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭の支援

1 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図っていきます。

施策・事業	内容
ひとり親家庭医療費助成事業	配偶者のいない家庭等で所得が基準以下の方に対して、入院・通院の医療費について、保険診療の自己負担相当額を助成します。
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、手当の支給に関する手続きを行います。

2 障害児やその保護者への支援の充実

各種健康診査や発達相談、保育所への訪問などを通じて、障害等を早期に発見・把握し、適切な治療、療育につなげる体制の充実を図ります。

また、一人一人の可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、保健・医療・福祉・教育関係機関の連携のもとで、障害の程度や子どもの成長の段階に応じた保育・療育・教育等を実施します。

施策・事業	内容
障害の早期発見	乳幼児健診において発達障害等が疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、各関係機関が連携を図り、早期発見・早期療育体制の整備を推進します。
障害福祉サービス	児童発達支援、放課後デイサービス等の障害福祉サービスを提供します。障害児でサービスを利用しているすべての対象者にサービス等利用計画を作成し、ニーズに合ったサービスを支給します。
特別支援教育支援員の配置	義務教育学校において、学校での生活について支援が必要な児童に対して支援を行います。
教育支援委員会	義務教育学校に入学する幼児、義務教育学校に通う児童・生徒に対して、適切な教育が行われるよう、有識者を交えて判断する会議を開きます。実態をより正確に把握し、委員会の充実に努め、各関係機関と連携を図ります。
障害児の就学支援	障害のある子ども及び特別な配慮が必要な子どもの就学に関して、就学前支援引継ぎ会を開催し、切れ目ない支援が継続して行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童の福祉の増進を図るため、手当の支給に関する手続きを行います。

3 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務をはじめ、学校、保育所等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防や早期発見に取り組めます。また、要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

施策・事業	内容
要保護児童対策事業	関係機関、団体等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会及びケース検討会を活用し、連携を図りながら必要に応じて支援を実施します。また、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図ります。
児童虐待の早期発見・早期対応	保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域が連携して、虐待を発見した場合の通報義務など地域住民に向けた啓発に取り組み、早期発見・早期対応に努めます。

基本目標 3 子どもが心豊かに育ち夢をはぐくめる教育・保育環境の整備

1 保学の連携の推進

保育・義務教育15年間を1つの期間として保学一貫教育を通して系統性と継続性の教育体制整備に取り組めます。

施策・事業	内容
保学連絡会や合同研修会、交流学習の充実	保学の壁をなくし、ともに課題を共有し解決のための連携を行います。
体験入学や交流学習の実施	連携を図り合同事業なども行い、交流を図ることで学校生活へスムーズに移行できるような取り組みを実施し、小1プロブレムや中1ギャップの解消を図ります。
保学一貫教育推進協議会	保学一貫教育を主眼とし「知(かしこく)、徳(やさしく)、体(たくましい)」子どもの成長を願い夢をはぐくむ子育て教育環境を目指し、教育の改革を積極的に推進するために各研究部会にて協議を行います。

2 保育サービスの充実

共働きが多い中で、子どもを安心して預けることができる環境を確保することが重要です。また、子育て家庭の働き方や環境、価値観が多様化し、ニーズも多様化しています。このため、柔軟に利用できる子育て支援事業の充実を図る必要があります。

また、保育を必要とする児童が保育所へ円滑に入所できるような環境の整備を進めるとともに、質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

施策・事業	内容
幼児教育・保育内容の充実	乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達のため、質の高い幼児教育・保育の提供を図ります。そのために、県や関係機関と連携した人材の育成・確保に努めます。
家庭支援の推進	家庭環境に対する配慮が必要な児童に対して、家庭支援推進保育士を配置し、家庭訪問や指導などを行うことによって、入所児童の家庭での処遇向上を図ります。
利用しやすい環境整備	保育を必要とする児童が円滑に教育・保育事業を利用できるよう、情報提供や関係機関と連携を図り、利用しやすい環境整備に努めます。

3 特色ある教育の実践

大豊町独自の自然体験や高齢者とのふれあい交流、体験的活動により、子どもの生きる力の基礎の育成と郷土愛を育めるよう、地域の特性を生かした特色ある就学前教育・学校教育を推進します。

施策・事業	内容
高齢者とのふれあい交流	保育所の園児がデイサービスを訪問し、交流を行います。
地域の特性を生かした体験学習	稲作体験や間伐体験、ゆず・お茶の収穫、販売学習など大豊町の特性を生かした教育を推進します。
キャリア教育の充実	町出身者にキャリア講演をしてもらうなど、自分の将来について考える機会を与え、将来に志を持ち実現に向けて努力する態度を育くみ、必要なコミュニケーション能力や協調性、社会性、マナーなどを身に付けさせることを目的に、職場体験学習を実施します。

4 豊かな心の育成

温かい学級づくり、学校づくりを進めるとともに、児童・生徒の自尊感情を育て、豊かな心を育くみます。

施策・事業	内容
生徒指導、教育相談の充実	教職員との信頼関係を基盤とし、児童・生徒一人一人が自己の存在感を実感し、楽しい学校生活が送れるように、生徒指導の充実に努めます。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童・生徒や保護者、教職員の相談体制の充実に取り組みます。 不登校等の支援を要する子どもたちの実態を把握し、きめ細やかな支援を行います。
人権教育、道徳教育の推進	命の重みや、生きることの大切さなどを学ぶ教育の充実に努めます。 すべての教育活動を通じて、人権教育や道徳教育の推進に努めるとともに、保護者や地域と連携して体験活動を行い、豊かな感性を育くみます。
読書活動の推進	児童・生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力を育くむために、読書活動を推進するための環境づくりに努めます。
情報モラル教育の推進	情報化社会の一員として、児童・生徒が公共的な意識を持ち、適切に情報を取り扱うことができる能力や態度を育成するために、「情報モラル教育」を推進します。

第5章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の拡充

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

本町では、現在の教育・保育の実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、町全域を一つの区域として教育・保育提供区域を設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

認定こども園・幼稚園・保育所を利用するには、教育・保育の必要内容に応じ、次の3つの支給認定区分により町の認定を受ける必要があります。

【支給認定区分の内容】

認定区分		給付の内容	利用できる教育・保育の場
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定（下記参照）の子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※教育標準時間：幼稚園の教育時間（1日4時間）を想定した利用

保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

【教育・保育の見込み量について】

ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の現状と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労状況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえて見込み量を設定します。

(1) 教育・保育事業(幼稚園)

【事業概要】

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

【確保方策】

本町には幼稚園はないため確保方策はありません。

(2) 教育・保育事業(認可保育所)

【事業概要】

児童福祉法に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた保育所です。現在、本町には2園あります。

■2号認定〈特定教育・保育施設等の保育を必要とする3～5歳児〉

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	35	42	37	37	23

量の見込みと確保方策

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		29	22	20	16	15
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	57	57	57	57	57
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
計		57	57	57	57	57
②-①		28	35	37	41	42

■3号認定〈特定教育・保育施設等の保育を必要とする2歳児〉

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	17	5	12	6	15

量の見込みと確保方策

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	4	6	6	6
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	19	19	19	19	19
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
計		19	19	19	19	19
②-①		12	15	13	13	13

■3号認定〈特定教育・保育施設等の保育を必要とする1歳児〉

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	5	11	7	6	6

量の見込みと確保方策

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4	6	6	6	6
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	14	14	14	14	14
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
計		14	14	14	14	14
②-①		10	8	8	8	8

■3号認定〈特定教育・保育施設等の保育を必要とする0歳児〉

実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	8	5	8	5	2

量の見込みと確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	10	10	10	10	10
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
計		10	10	10	10	10
②-①		5	5	5	5	5

【確保方策】

- それぞれの量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れる定員が確保されています。
- 園児の受入れについては、3号認定(0歳児)は1歳になってからの入所となっていました。令和4年4月から町立保育所が1園となり、人員の確保及び施設整備が整ったため、大杉保育所にて9カ月からの受入れを行っています。
- 町内の保育所については、公立のみならず私立保育所とも連携して、就学前の教育・保育の充実に取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業は子ども・子育て支援法で定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

【地域子ども・子育て支援事業の見込み量について】

教育・保育の量の見込みと同様に、ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の現状と就労意向、教育・保育事業の利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労状況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえて見込み量を設定します。

(1) 利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の状況提供及び必要に応じて相談・助言等の支援が受けられる事業です。

実績

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	1	1	1	1

量の見込みと確保方策

単位：箇所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【確保方策】

- 令和3年度から、地域福祉課健康づくり班内に、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 令和9年度からは、母子保健と児童福祉のそれぞれの専門性を生かした包括的な支援をしていくために地域福祉課内にこども家庭センターの設置を目指します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等や助言その他の援助を行う事業です。

実績 単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	延利用回数 (人回)	72	86	328	252	213
	個所数 (箇所)	0	0	1	1	1
	代替事業 (箇所)	1	1	0	0	0

量の見込みと確保方策 単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延利用数)	300	300	300	300	300
②確保対策(延利用数)	300	300	300	300	300
②-①	0	0	0	0	0
個所数	1	1	1	1	1

【確保方策】

○令和4年4月から大豊町立大杉保育所内に子育て支援センターを開設し、子育て中の親子等が気軽に集い、交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を整備しています。また、保健師や栄養士等関係機関と連携し、効果的かつニーズに合った運営を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績 単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	87	110	59	33	61

量の見込みと確保方策 単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	75	75	75	75
②確保方策	75	75	75	75	75
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○妊娠から出産まで、母子の健やかな成長のため、すべての対象者が健診を受診できるよう母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の手続き等について周知を徹底し、継続して健診率の向上に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(おとよっ子事業)

生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。また大豊町では、転入してきた15歳までの児童も対象として事業の拡充を図ります。

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	-	-	-	-	-

量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○乳児や児童がいる家庭に民生委員が訪問し、保護者の心身の状況や養育環境の把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導、助言等を実施し家庭に適切な養育支援を実施する事業です。

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1	0	0	0	3

量の見込みと確保方策

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○乳児家庭全戸訪問事業で個別対応が必要と判断したケースを対象に、保健師等による相談支援を継続し、養育環境の改善に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を施設等で預かる事業（ショートステイ）、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業（トワイライトステイ）です。

実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○過去に他市の児童養護施設と契約を行い、受入を行っています。それ以降数年間実績はありませんが、必要時には継続して対応を行います。

(7) 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	211	170	170	149	144
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲ 211	▲ 170	▲ 170	▲ 149	▲ 144

【確保方策】

○現在実施の予定はありませんが、保護者の要望も踏まえ、必要であれば、広域的な実施を含めて事業の実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

幼稚園児型は、幼稚園及び認定こども園において、通常の教育時間の前後等に保護者の要請に応じて一時的に預かる事業です。

幼稚園児型以外は、在園時以外の子どもにおいて、保護者の就労や疾病時等家庭での保育が困難な場合等に保育所等で一時的に預かる事業です。

【確保方策】

○本町では実施をしていない事業です。現行の2園による保育事業を継続する場合には、これまでどおりのサービス提供を基本としますが、保育所の再編をする際には、保護者の要望も踏まえ、必要であれば事業の実施を検討していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所において通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【確保方策】

○現在、開所時間（大杉保育所：11時間、豊永保育所：10時間 30分）を超える保育は行っていません。現行の2園による保育事業を継続する場合には、これまでどおりのサービス提供を基本としますが、保育所の再編をする際には、保護者の要望も踏まえ、必要であれば事業の実施を検討していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い子育て援助を実施する事業です。現在、本町では実施していません。

実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	20	20	18	17
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	▲25	▲20	▲20	▲18	▲17

【確保方策】

○現在実施の予定はありませんが、保護者の要望も踏まえ、必要であれば、広域的な実施を含めて事業の実施を検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校課程の児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

実績

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	0	0	0	0	0

*放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)の実施はありませんでしたが、令和6年度は放課後子ども教室を3カ所で開設しており、児童 77 名の登録があります。令和7年度以降も引き続き、放課後子ども教室において放課後児童の受け入れを実施します。

【確保方策】

- 本町では、平成 21 年度から文部科学省の補助を受けて放課後子ども教室を開設しており、現在は町内 3カ所において運営を行っています。
- 放課後子ども教室が放課後児童クラブの代替となって機能しているため、今後も放課後子ども教室のみの実施を継続して行うこととします。

【放課後児童対策パッケージの推進】

放課後児童対策パッケージに基づき、下表に掲げる事業を推進していきます。

市町村行動計画に盛り込むべき7項目	推進方策等
放課後子ども教室の令和 11 年度までの実施計画	現存する3カ所での運営を維持しますが、必要が生じた場合は体制の見直しを行います。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と福祉部局は同一庁舎内にあり、必要に応じて常に連携ができる体制となっています。
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策	放課後児童クラブの実施見込みがないため、左記の項目に関しての方策はありませんが、放課後児童クラブを実施することになった場合は、先の項目に関する各方策を推進することとします。
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 11 年度に達成されるべき目標事業量	
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 11 年度に達成されるべき目標事業量	
連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

【確保方策】

○今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

【確保方策】

○今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事や子育て等の支援を実施する事業です。

実績

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	-	-	-	-	0

量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	24	24	24	24	24
②確保方策(延べ人数)	24	24	24	24	24
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○個別対応が必要と判断したケースを対象に訪問支援員が訪問し、関係機関と連携を図り、育児環境の改善に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて相談支援を実施して関係機関へのつなぎを行う等子どもの健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

○今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた親等の関係性や児童の関わり方等の知識や方法を身につけるために支援を実施する事業です。

【確保方策】

○今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○保健師等による家庭訪問を実施し、保護者の心身の状況や養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する助言相談を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業

乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	-	5	5	5	5
②確保方策(延べ人数)	-	5	5	5	5
②-①	-	0	0	0	0

【確保方策】

○令和8年度から保育所等で受け入れ体制を確保し、地域子育て支援事業等を通じて利用者のニーズを把握し制度の充実を図ります。

(19) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等の行き、産後も安心して子育てができるよう支援を実施する事業です。助産師による自宅への訪問(訪問型)、施設における宿泊(宿泊型)及び通所(通所型)があります。

量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ人数)	15	15	15	15	15
②確保方策(延べ人数)	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

○訪問型：助産師等による家庭訪問を実施し、保護者の心身の状況や養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する助言相談を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

○通所型・宿泊型：産後ケア施設へ委託し、保護者の心身のケアと育児に関する助言を行い、市町村と連携して産後の育児支援を行います。

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できます。町内の保育所から認定こども園への移行については、子育て家庭のニーズや保育所施設のあり方についての検討を行い、必要に応じて調整を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきたいと考えます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を充実させることが重要です。子育てに対する負担、不安や孤独感を軽減させるために、すべての子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような交流の場づくり、子育て相談や情報提供等の支援を行います。

(4) 教育・保育の質の向上

子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されることが重要です。

職員の研修や研究活動を促進するとともに、県の園内研修支援事業による幼保支援アドバイザーの派遣を活用し、幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づく保育・教育についての理解を深め、子どもの育ちを大切に教育・保育を実践します。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と義務教育学校との円滑な接続の推進

安心して子どもを生み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わるもの同士の密接な連携が重要になります。

本町では、現在のところ地域型保育事業の実施予定はありませんが、実施する場合には、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、町内の保育所同士及び保育所と義務教育学校との交流や連携、情報共有を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や義務教育学校への円滑な接続を図ります。

(6) 障害児や外国につながる幼児等や保護者への配慮

教育・保育施設等において障害児や海外から帰国した幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、就園に必要な手続きに係る外国語等への対応について保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うとともに、きめ細やかな対応ができるように各関係機関との連携を図ります。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、今後必要性に応じて検討を実施し、実施する場合には円滑に進めていきます。

(8) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がいのある児童など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策と連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域、労働者団体、労働局、子育て支援を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

本計画は、大豊町総合計画や他の部門別計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援に関わる事業について体系的に取り組み、計画の推進を図ります。

2 計画の推進体制(子ども・子育て会議の設置)

事業計画の策定及び進捗状況の管理のため、保育所などの子ども・子育て支援関係者や保護者、学校、地域などで構成する「子ども・子育て会議」設置し、広く意見を聴取し、計画の推進を図ります。

3 計画の進行管理

「大豊町子ども・子育て支援事業計画」の施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行うとともに、社会情勢の変化や厳しい財政状況へ柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)について点検・評価し、その達成状況に基づいて対策を実施します。

(2) 計画の見直し

本計画により定めた目標事業量が見込みと大きく乖離している場合には、令和9年度に実施する計画の中間評価を踏まえ、計画の見直しを行い施策の改善につなげます。